

尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会 規約

(名称)

第1条 本組織は、尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会（以下「発起人会」という。）と称する。

(目的)

第2条 発起人会は、次条に定める施行予定地区で土地区画整理組合を設立するため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項の規定による土地区画整理組合の設立準備を円滑に行うことを目的とする。

(施行予定地区)

第3条 土地区画整理事業の施行予定地区は、尾張一宮パーキングエリア周辺区画整理協議会が地権者に意識確認を行った別図に示す範囲内とする。

(事業)

第4条 発起人会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理組合設立に関する準備、調査及び計画に関すること
- (2) 地権者に対する事業啓発、意見確認及び諸調整に関すること
- (3) 土地区画整理事業の運営に関する民間事業者選定及び立地誘致に関すること
- (4) 前各号に掲げるものの他、目的達成のために必要なこと

(会員)

第5条 発起人会の会員（以下「会員」という。）は、次に掲げる者を7名以上で構成し、会員に対し一つの議決権を有する。

- (1) 施行予定地区内の土地の所有者または借地権者
- (2) 前号が有する施行予定地区内の土地の権利に関して代理として指名した親族
- (3) 前々号が法人の場合は、法人の代表者または法人が指名した者

(入退会)

第6条 発起人会の入退会は、次のとおりとする。

(1) 入会

所定の入会書を提出し、入会することができる。

(2) 退会

会員は、発起人会へ退会書を提出することにより本発起人会を退会することができる。

(3) 除名等

発起人会は、次の各号のいずれかに該当する会員に対し、事前に通知または勧告することなく、当該会員の資格を停止、解除、喪失及び除名することができる。

- ア 法令または公序良俗に反する行為を行ったもの。
- イ 発起人会、他の会員及び第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産権、プライバシーその他の権利を侵害したとき、またはそのおそれのある行為をしたもの。
- ウ 発起人会や他の会員若しくは第三者を誹謗中傷したとき、または誹謗中傷する情報を流したもの。
- エ 発起人会、他の会員及び第三者の名誉または信用を失墜させる行為をしたもの。
- オ 反社会的勢力等である、反社会的勢力と関係がある、または過去に関係があったもの。
- カ 本規約に違反したもの。
- キ 病気や事故等のやむを得ない事由がなく、会議に出席する見込みがないと判断されるもの。
- ケ 前条を満たさないもの。
- コ その他、発起人会が会員として不適当と認めたもの。

(役員)

第7条 発起人会の役員は会員の中から7名以上選任する。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 複数名
 - (3) 委員 複数名
 - (4) 監事 1名
- 2 役員は、相互に兼ねることができない。
 - 3 代表及び副代表は役員の中から選任する。
 - 4 監事は、発起人会にて会計監査が必要となった場合、会員により選任する。
 - 5 役員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充する。

(職務)

第8条 代表は、発起人会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故その他やむを得ない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、代表及び副代表とともに役員会を構成する。
- 4 監事は、発起人会の会計を監査する。
- 5 会員は、発起人会を構成し、第4条に定める事業を執行する。

(会議)

第9条 会議は、会員で構成する。

- 2 会議は、代表が招集し、その議長を務める。
- 3 会議は、会員の過半以上の出席により成立し、議事は出席（委任状による出席を含む。）した会員の過半により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 病気や事故等のやむを得ない事由がない場合、可能な限り会議に出席しなければならない。

5 会議は、次に掲げる事項を審議し決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 施行予定地区に関すること
- (3) 役員及び会員に関すること
- (4) 定款及び事業計画に関すること
- (5) 発起人会の運営及び活動に関する重要な事項

6 やむを得ない事由により会議を開催できない場合にあっては、書面表決により会議の開催に代えることができる。

(役員会)

第10条 役員会は、役員で構成する。

2 役員会は、必要に応じ代表が招集し、開催する。

3 役員会は、次に掲げる事項を審議し決議する。

- (1) 会議に付議すべき事項
- (2) 会議で委任された事項
- (3) 発起人会の目的を達成するための基本的な方針
- (4) その他代表が必要と認めた事項

(アドバイザー)

第11条 発起人会は、施行予定地区に関する農事組合長、町会長をアドバイザーとして置く。

2 アドバイザーは、発起人会に出席し、助言を行うことができる。

(会議等への参加)

第12条 代表は、施行予定地区の関係者に会議の参加を要請することができる。

2 代表は、市関係職員並びに専門的知識を有する者に会議または役員会の参加を要請することができる。

(専決事項)

第13条 代表及び副代表は、緊急を要するものまたは軽微な事項について専決することができる。

(情報公開及び個人情報の保護)

第14条 発起人会は、公正で開かれた活動を推進するため、減歩、換地、補償及びスケジュール等の機密とするべき情報を除き、その活動状況、運営内容等を公開することができる。

2 会員は、発起人会を通して知り得た情報及び機密情報について各々の責任において管理し、第三者に漏洩してはならず、発起人会を退会した後も同様とする。ただし、発起人会が認めたとき、または事前に相手方に同意を得たときは、この限りでない。

(知的財産権等の帰属)

第15条 発起人会の活動に関する知的財産権等（特許、著作権等をいう。）については、次のとおりとする。

- (1) 会員が提供した資料、情報等についての知的財産権等は、会員に帰属する。
- (2) 新たに知的財産権等に関する出願等を行うときは、発起人会に報告の上、別途協議を行う。

(解散)

第16条 発起人会は、次の場合に解散する。

- (1) 土地区画整理組合が設立されたとき
- (2) 発起人会の運営が困難となり、発起人会において解散の議決をしたとき

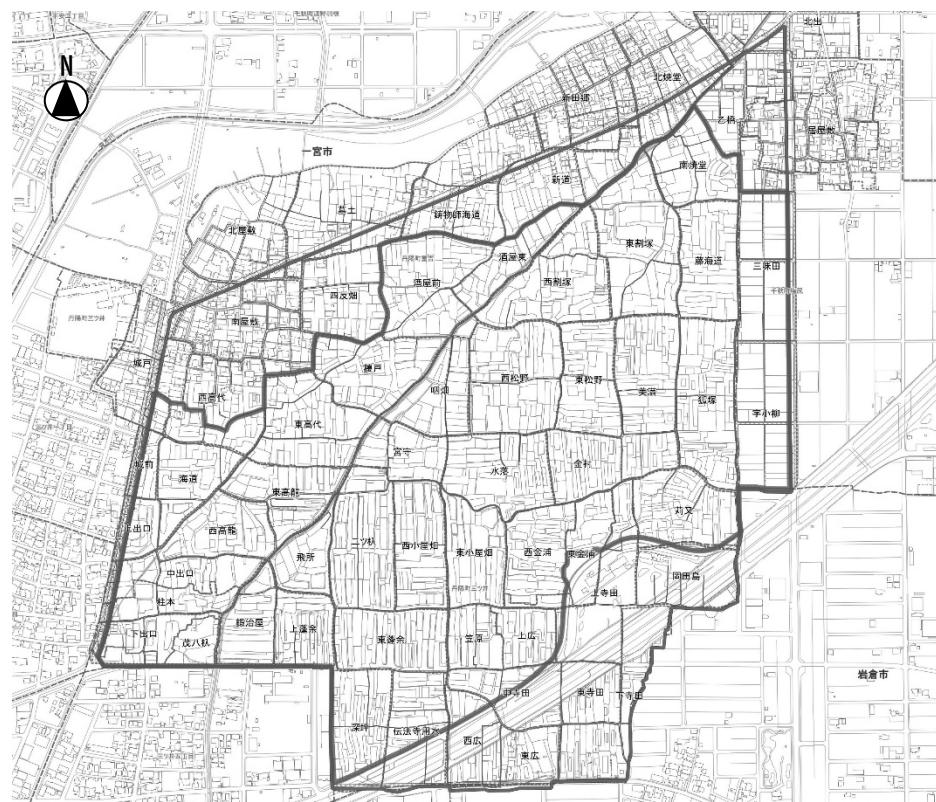
(その他)

第17条 この規約に定めのない事項は、会議または役員会で協議するものとする。

付 則

本規約は、2025年3月8日から施行する。

別図：施行予定地区



(対象)

- 丹陽町三ツ井・・・・・字西広、字岡田島、字上寺田、字中寺田、字伝法寺用水、字深坪、
字茂八杣、字下出口、字柱本、字中出口、字鍛治屋、字上蓬余、
字東蓬余、字笠原、字上広、字東金浦、字西金浦、字東小屋畠、
字西小屋畠、字二ツ杣、字東高龍、字飛所、字西高龍、字海道、
字城前、字上出口
- 丹陽町重吉・・・・・字城戸、字西高代、字東高代、字榎戸、字酒屋前、字酒屋東、
字南焼堂、字藤海道、字東割塚、字西割塚、字西松野、字咽畠、
字宮守、字水落、字金村、字東松野、字美満、字狐塚、字苅又
- 千秋町塩尻・・・・・字三味田、字小柳

(面積)

75ha 未満